

介護老人保健施設 田沢の郷 介護予防短期入所 利用料金表

介護予防短期入所利用料 多床室（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
基本報酬	613	774
食費	1,600（第3段階② 1,300、第3段階① 1,000、第2段階 600、第1段階 300）	
滞在費	437（第3段階 430、第2段階 430、第1段階 0）	
夜間職員配置加算 ※1	24	24
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	18	18
1日あたりの利用料金	2,692	2,853
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※3	介護サービス費の合計の1,000分の97	

介護予防短期入所利用料 個室（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
基本報酬	579	726
食費	1,600（第3段階② 1,300、第3段階① 1,000、第2段階 600、第1段階 300）	
滞在費	1,728（第3段階 1,370、第2段階 550、第1段階 550）	
夜間職員配置加算 ※1	24	24
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	18	18
1日あたりの利用料金	3,949	4,096
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※3	介護サービス費の合計の1,000分の97	

その他の加算（1割負担）

（単位；円）

送迎加算（片道） ※4	184	184
療養食加算 ※5	1食あたり 8	1食あたり 8
個別リハビリテーション加算 ※6	240	240

【別表 - 2の利用料項目※1～6の内約】

- ※1 夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に、1日につき算定します。当事業所では毎日5人体制（通常は4人）で夜勤を行っています。
- ※2 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に、1日につき算定します。
- ※3 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の97に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※4 送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅から事業所までの間の送迎を行った場合、片道につき算定します。
- ※5 利用者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※6 利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に、1日につき算定します。

介護予防短期入所利用料 多床室（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
基本報酬	1,226	1,548
食費	1,600	1,600
滞在費	437	437
夜間職員配置加算 ※1	48	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	36	36
1日あたりの利用料金	3,347	3,669
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ※3	介護サービス費の合計の1,000分の97	

介護予防短期入所利用料 個室（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
基本報酬	1,158	1,452
食費	1,600	1,600
滞在費	1,728	1,728
夜間職員配置加算 ※1	48	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	36	36
1日あたりの利用料金	4,570	4,864
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ※3	介護サービス費の合計の1,000分の97	

その他の加算（2割負担）

（単位；円）

送迎加算（片道） ※4	368	368
療養食加算 ※5	1食あたり 16	1食あたり 16
個別リハビリテーション加算 ※6	480	480

【別表 - 2の利用料項目※1～6の内約】

- ※1 夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に、1日につき算定します。当事業所では毎日5人体制（通常は4人）で夜勤を行っています。
- ※2 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に、1日につき算定します。
- ※3 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の97に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※4 送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅から事業所までの間の送迎を行った場合、片道につき算定します。
- ※5 利用者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※6 利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に、1日につき算定します。

介護予防短期入所利用料 多床室（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
基本報酬	1,839	2,322
食費	1,600	1,600
滞在費	437	437
夜間職員配置加算 ※1	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	54	54
1日あたりの利用料金	4,002	4,485
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ※3	介護サービス費の合計の1,000分の97	

介護予防短期入所利用料 個室（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
基本報酬	1,737	2,178
食費	1,600	1,600
滞在費	1,728	1,728
夜間職員配置加算 ※1	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	54	54
1日あたりの利用料金	5,191	5,632
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ※3	介護サービス費の合計の1,000分の97	

その他の加算（3割負担）

（単位；円）

送迎加算（片道） ※4	552	552
療養食加算 ※5	1食あたり 24	1食あたり 24
個別リハビリテーション加算 ※6	720	720

【別表 - 2の利用料項目※1～6の内約】

- ※1 夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に、1日につき算定します。当事業所では毎日5人体制（通常は4人）で夜勤を行っています。
- ※2 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に、1日につき算定します。
- ※3 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の97に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※4 送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅から事業所までの間の送迎を行った場合、片道につき算定します。
- ※5 利用者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※6 利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に、1日につき算定します。

その他の料金

(単位 ; 円)

理 美 容 代		電 気 代	
カット (女性)	1,900	テレビ (1 ヶ月分)	300
顔そり (女性)	1,900	冷蔵庫 (1 ヶ月分)	1,270
カットと顔そり (女性)	2,200	電気毛布 (1 ヶ月分)	240
調髪と顔そり (男性)	2,500	洗 濯 代	
丸刈りと顔そり (男性)	2,300	私物洗濯代 (1 ヶ月分)	4,400
調髪 (男性)	2,200	タオルケット・綿毛布	440
丸刈り (男性)	2,000	毛布・二枚毛布	880
パーマ	4,300	ドライクリーニング	実費相当額
白髪染め	2,800	2 人部屋利用料 (1 日)	500

※「私物洗濯代」について、1 回に回収される枚数が 12 点以上になった場合、その都度 1 回あたり別途 550 円かかります。

当施設では、週 2 回の入浴・清拭時に衣類を洗濯に出します。その際、1 度に出す衣類が 12 点以上になった場合、その都度、1 回あたり 550 円が別途追加でかかります。